

第1部 総論



第1章 行動計画の概要

第1節 計画策定の背景・趣旨

1 計画策定の背景

平成17年に日本の総人口が初めて減少に転じ、出生数が106万人、合計特殊出生率が1.26と、共に過去最低を記録しました。また、「日本の将来推計人口（平成18年12月／国立社会保障・人口問題研究所）」によると、2055年（平成67年）においても合計特殊出生率は1.26と示されました。こうした動きの主たる要因として、「国民の結婚や出産・子育てに対する希望と現実の乖離」が生じてきたことが挙げられました。その乖離を是正し、結婚や出産・子育てに関する国民の希望を実現するための必要事項が検討され、平成19年12月に「こどもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられました。

重点戦略では、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を車の両輪として進めていく必要があるとされました。

「ワーク・ライフ・バランス」では、就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方・生き方が選択できる社会を目指し、これを実現させるために必要な条件を示すとともに、各主体の取組を推進するための社会全体の目標（10年後の目標値）を設定した「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を設定しました。

「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」では、平成20年12月に地域や職場における次世代育成支援対策を推進するための「児童福祉法等の一部を改正する法律案」を公布しました。また、具体的な制度設計の検討として、持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中長期プログラム」において、2010年代前半の実施に向け、検討を進めています。

本市においても、次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備・充実を図るため、本計画を策定し事業を推進していきます。

2 計画策定の趣旨

少子化が日本の社会経済全体に深刻な影響を与えることが懸念されるなか、国・地方公共団体・企業等が一体となって、従来の少子化対策に加え、総合的な推進体制の整備、具体的な施策の推進を目的とした「次世代育成支援対策推進法」が、平成15年7月に制定されました。

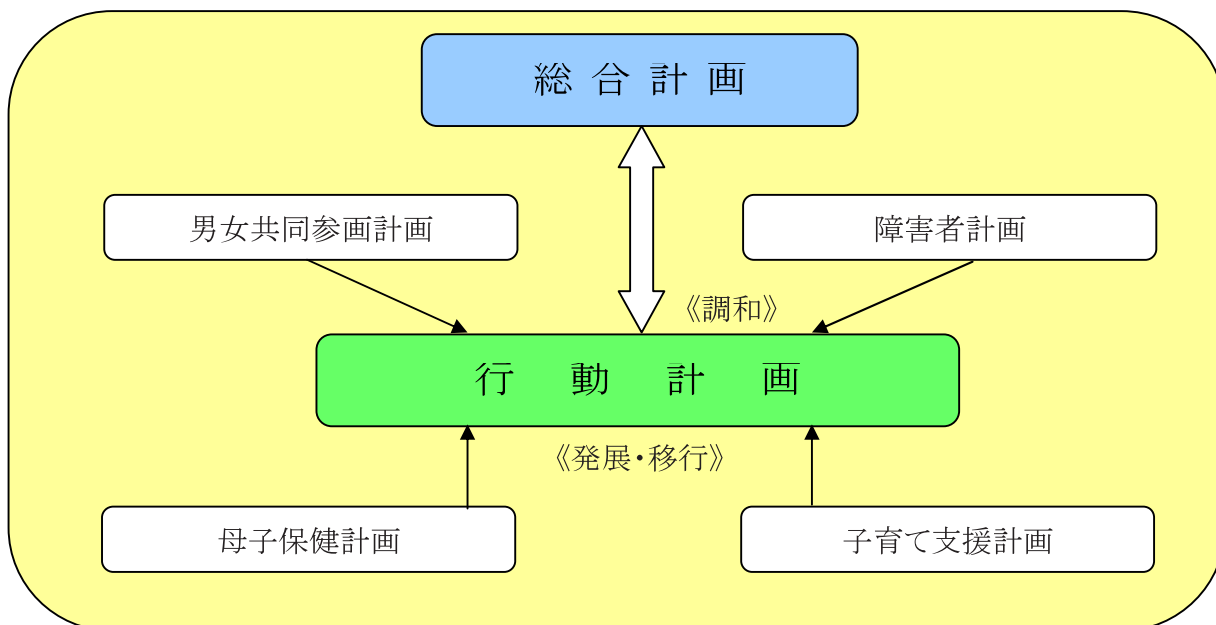
この「次世代育成支援対策推進法」では、全国の地方公共団体に、国の示した策定指針に基づき、「地域行動計画」（市町村行動計画）を、平成16年度末までに策定することが義務づけられました。

これに伴い、本市でも、平成17年3月に「高崎市次世代育成支援行動計画」を策定しました。この計画は平成17年度から平成21年度までの5年間を計画期間としており、平成21年度中に見直しを行い、後期計画を策定することとしています。そこで、今回、「高崎市次世代育成支援行動計画」の後期計画（平成22年度から平成26年度）を策定しました。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、総合計画の下、個別計画である第2次子育て支援計画や第2次母子保健計画を取り込んだものとして位置づけ、障害者計画、男女共同参画計画等との調和を図ります。

図1-1 本計画と他の計画との関係



第3節 計画の期間

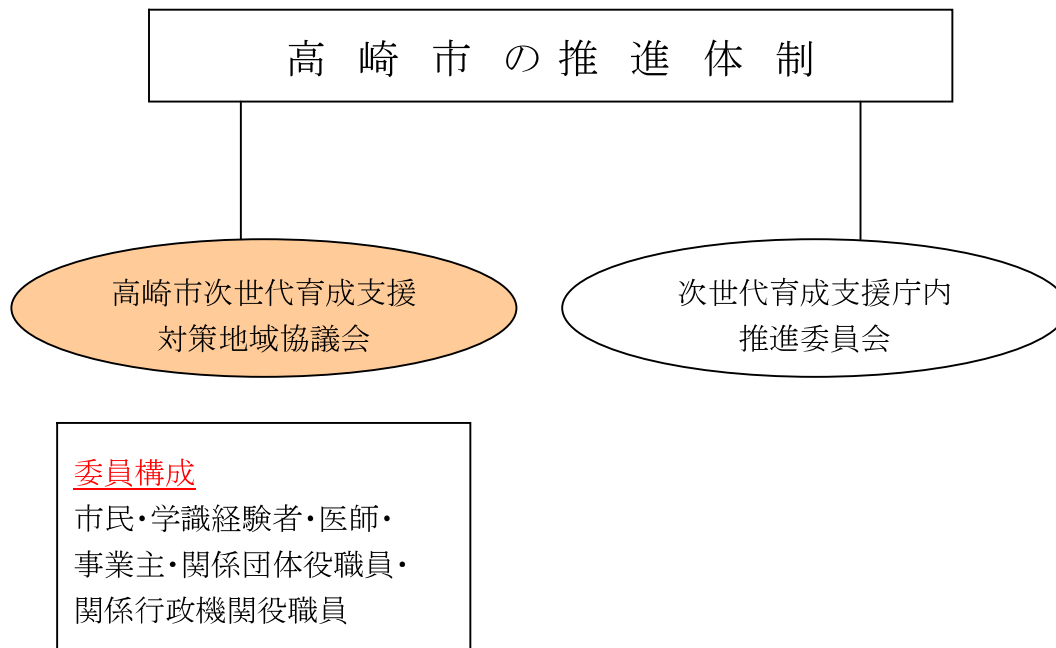
「高崎市次世代育成支援行動計画」の期間は、後期計画として平成22年度から平成26年度の5年間としております。

第4節 計画の推進体制

1 計画の推進

計画の推進にあたっては、行政や児童福祉施設だけでなく、関係機関や団体、市民全体の協働により行います。具体的には、「高崎市次世代育成支援対策地域協議会」を発足し、本市の「次世代育成支援対策」等を協議・検討していきます。

図1-2 本計画の推進体制



2 進捗管理

行動計画の進捗状況を定期的に公表するとともに、市民・関係団体等から意思聴取を行い、施策への反映を図るなど、定期的な進捗管理を行い、必要に応じて目標等の見直しを行います。